

プラスチック使用製品廃棄物再商品化等業務委託

落札者決定基準

令和7年11月

北九州市

1. 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、北九州市（以下「市」という。）が「プラスチック資源化物の選別・圧縮・梱包・保管・使用製品廃棄物再商品化等業務委託」（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、「プラスチック使用製品廃棄物再商品化等業務委託における総合評価競争方式審査委員会」（以下「委員会」という。）において、最も優れた事業者を入札参加者から選定するための方法や評価項目等を定めるものです。また、本基準は本業務に参加しようとする者に交付する入札説明書及び仕様書等（以下、「入札説明書等」という。）と一体のものとします。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書等において使用される用語の定義と同じものとします。

2. 事業者選定の概要

（1）事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とします。

本業務は、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等業務を契約期間にわたり一括して民間事業者に委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、効率的・効果的かつ安定的・継続的であり、さらに市の施策に合致する業務の提供を期待するものです。事業者の選定に当たっては、本市の環境政策との整合、入札価格、運営・維持管理に関する技術及び業務遂行能力、その他本市施策、地域振興への取り組み等を総合的に評価し落札者を決定するものとします。

（2）審査の進め方

審査は、入札説明書等の示す内容を満足しているか否か、入札参加資格の有無を判断する「資格及び基礎審査」、技術及び業務遂行計画を評価する「技術及び業務遂行審査」にて実施します。「技術及び業務遂行審査」は、技術及び業務遂行計画を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行います。（図表1参照）

（3）審査体制

委員会を設け、入札参加者から提出された技術及び業務遂行計画書の審査を行います。なお、市又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。

市が設置する委員会は、以下7名の委員により構成されます。

委 員 浅野 直人（福岡大学 名誉教授）

委 員 西 道弘（九州工業大学 名誉教授）

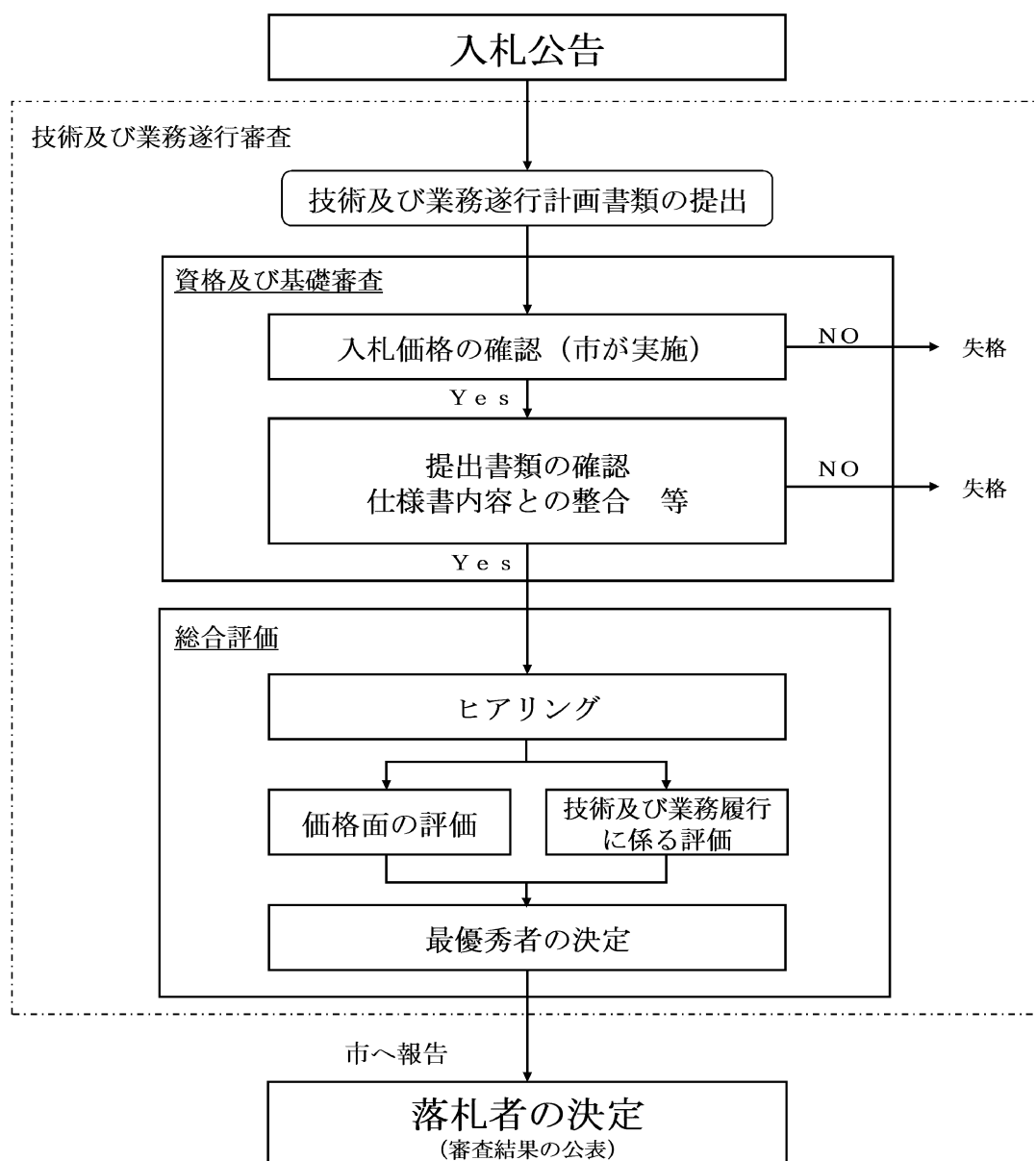
委 員 松永 裕己（北九州市立大学大学院 マネジメント研究科 教授）

委 員 敷田 寛（北九州市環境局循環社会推進部長）

委 員 高村 真（北九州市環境局総務課長）
委 員 山倉 史子（北九州市環境局業務課長）
委 員 村上 愛（北九州市環境局循環社会推進課長）

なお、代表企業及び構成員が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

図表 1 落札者決定までの流れ



3. 資格及び基礎審査

資格及び基礎審査では、応募者からの技術及び業務遂行計画書類をもとに、事業予算内で設定する予定価格内の入札価格及び入札説明書等との整合、具備について、市において確認します。このとき、市は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とします。なお、審査に係る資格及び要件等は、入札説明書等によるものとします。

すべての要件に適合していると確認された入札参加者は総合評価の対象とします。

4. 総合評価

(1) 評価方法

本評価は、委員会において技術及び業務遂行能力等について、5つの評価項目（入札価格を含む）により評価し、採点された点数を合計して総合評価します。なお、本評価の合計点は400点満点となります。

提案の内容は、再商品化計画の大臣認定が得られること及びリスク管理体制の構築を基本前提として、本市の推進する「北九州市環境基本計画」及び「北九州市循環型社会形成推進基本計画」に加え「北九州市地球温暖化対策実行計画」、「北九州市生物多様性戦略 2025-2030」の実現に寄与することを重視します。

また、採点において加點評価の対象となる提案については、原則として本業務、提案事業者自体に密接に関わりのある内容を重視します。

(2) 評価項目と内容

別紙のとおり

5. 落札者の決定

委員会は、入札参加者の技術及び業務遂行計画書類の内容に対して、技術等に関する各評価項目について採点した得点と、入札価格を得点化したものを合計し、その合計が最も高い者を最優秀者として選定するとともに、その他の順位を決定します。ただし、総合評価による得点の最も高い者が同点で複数ある場合には、当該者にくじを引かせて最優秀者を選定します。

市は、委員会による審査結果を踏まえ、最優秀者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。

「プラスチック使用製品廃棄物再商品化等業務委託」評価項目と配点

大分類	小分類	番号	評価項目	配点	個別点	内容・着目点	添付資料
本市の環境政策との整合	3 R の推進による最適な「地域循環共生圏」の構築	1	以下の本市環境政策実現に資すること ・資源の分別を徹底し、3Rの一翼を担うリサイクルを推進する ・プラスチック製品のリサイクルの先駆的な実施につながる等	130	30	【資源のリサイクル（3R）の推進】 ○再商品化の過程で発生した残渣についても、原則としてリサイクルするなど適切に処理していること。 【プラスチック製品のリサイクルの先駆的な実施】 ○低コスト、高効率、環境負荷の低減に配慮した合理的な業務フロー、処理フローであること。 ○収率の向上、再商品化製品の品質向上に資する提案がなされていること。	自由様式
	循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展	2	以下の本市環境政策実現に資すること ・市民啓発により、市民一人ひとりによる環境への意識を強化し、実際の行動を推進する ・幼少期から高齢期までの環境教育を実現する等		30	○見学や視察の受け入れについて、環境教育の視点で効果的な工夫や取り組みがなされていること。 例：小学生、社会人、自治体職員など立場に応じた配布物やプレゼン、プログラムを工夫している。 リサイクル意識の向上につながるような内容が盛り込まれている。 ○再商品化された製品の流通、リサイクル製品製造プロセスにおいて、分別収集物の再利用がなされていることが、分かりやすく説明・追跡できる提案であること。 ○本市が主催するイベントへの出店や参加を通じ、プラスチックリサイクルの推進に関する市民啓発の提案がなされていること。	自由様式
	脱炭素社会・自然共生社会への貢献	3	以下の本市環境政策実現に資すること ・循環経済の実現に向けた国の施策と整合が取れている ・脱炭素社会への貢献として、施設における省エネ対策を導入している ・自然共生社会の実現 ・SDGsの実現等		30	【循環経済の実現や脱炭素社会の実現】 ○循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～（令和6年8月）の理念に沿う提案であること。 【脱炭素社会への貢献】 ○北九州市地球温暖化対策実行計画（2021～2030）の実現に向けた取り組みが行われていること。 【自然共生社会、ネイチャーポジティブの実現】 ○北九州市生物多様性戦略2025-2030の主旨を理解し、積極的な取り組みを行っていること。 例：生物多様性に配慮した事業活動、目標設定（SBTs for Nature）や情報開示（TNFD）をおこなっている。 生物多様性の保全・回復に貢献する活動への参加など、ネイチャーポジティブ経営に取り組んでいる。	自由様式
	「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進	4	以下の本市環境政策実現に資すること ・「地消・地循環」を実現するため、本市に蓄積する廃棄物処理・リサイクルの技術や人材等の基盤を活用している ・リサイクルを軸とした環境産業の創出、育成、支援につなげる ・環境国際協力・環境国際ビジネスを促進する等		40	【地消・地循環の実現に資する提案】 ○北九州市民が分別に協力し収集されたプラスチック廃棄物から製造したものが、市内で再商品化され、販売されること。その結果、市民が日常生活で利用できる製品に生まれ変わるような提案であること。 【地元の経済や産業振興に資する提案】 ○原則として、提案者は北九州市内に本店または支店等を有する企業であること。 ○本市エコタウン事業との連携や、地元企業との協業により、本市環境産業のブランド価値を高めることに資する提案であること。 ○北九州市中小企業振興条例に基づく「地元企業優先発注」の原則を踏まえて維持管理点検、資器材手配などで地元企業との取引を優先的に行うよう努めていること。 ○市内での人材確保に取り組んでいること。 【環境国際協力・環境国際ビジネスの促進】 ○多言語に対応するなど、海外からの視察や研修の受入を通じて国際協力を資する提案がなされること。	自由様式 ※個人情報の取り扱いに注意すること。 例：住所地の記載は番地以下を要しない。
再商品化計画の大臣認定		5	適切な業務計画の立案	80	20	○業務の背景及び概要を理解し、実行性ある計画（要する経費に関する試算等）を提案すること。 ○適正な経費の積み上げにより、適切な処理が可能な計画であること。 ○本業務の特記仕様、関連法令や各種手引き、国を含む関係機関により作成配布されている資料を十分理解し、反映していること。 ○業務フロー、処理フローが明確で適切に定められていること。 ○契約から、認定申請、再商品化実施期間に至るスケジュールが適切であること。 ○再商品化製品の利用方法が明確であること。 ○生活環境への影響に配慮していること。 ○業務報告について、確実に行える体制であること。	業務フロー 施設平面図 施設フロー 工程表 ※それぞれA3サイズ1枚以内 施設建設に係る環境アセスメント実施結果
		6	業務に必要なリソースの担保		20	○業務の履行に必要な土地、施設、許認可、人材、有資格者が担保されていること。 ○業務を確実かつ安定的に履行できる土地や施設を有していること。 ○一般廃棄物処理施設の設置許可を有していること。 ○必要な有資格者、各種講習受講済者を確保できていること。 ○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第4項に掲げる欠格要件に該当しないこと。	履行場所地図 施設平面図 ※それぞれA3サイズ1枚以内 施設処理能力計算書 一般廃棄物処理施設設置許可証（写） 業務従事予定者の配置計画

「プラスチック使用製品廃棄物再商品化等業務委託」評価項目と配点

大分類	小分類	番号	評価項目	配点	個別点	内容・着目点	添付資料
		7	業務に関する過去の実績、健全な経営状況		20	○類似業務の実績があること。 ○過去3か年以内の、本業務あるいは類似している業務の運営管理の実績があること。 ○経営状況、経理的基礎が安定していること。	【実績】 契約書（写） 仕様書等（業務内容がわかるもの） 品質検査成績書（写） 【経営状況】 決算報告書など 直近3年間の貸借対照表、損益計算書、法人税を納付済みであることの証明書
		8	リサイクル手法 再商品化製品の活用方法		20	○材料リサイクル、またはケミカルリサイクルを行うこと。 ○手引きに定める再商品化手法ごとの施設の収率基準値を満たすこと。 ○再商品化製品の販売経路、利活用方法が明確で確実性が担保されていること。	自由様式
リスク管理等		9	設備や機器の信頼性、耐久性、保守体制		20	○確実に、安定した業務の履行に必要な設備、機器を有していること。 ○実績を有する設備を導入していること。 ○維持管理が容易で確実に実施可能であること。 ○維持管理体制が構築されていること。	自由様式
		10	災害、事故等の緊急時対応、業務継続性		30	○設備の二重化、代替施設の確保がなされていること。 ○異常時等のバックアップ体制が確保されていること。 ○災害等により設備機器が利用できなくなった場合のバックアップ体制が確保されていること。 ○災害等が発生した際に、設備や人員の面において、緊急の体制が取れ、適切な対応が可能であること。 ○災害に強い設備、施設であること。	自由様式
		11	火災の発生及び延焼予防設備等		40	○火災予防のための設備、対策が施されていること。 ○リチウムイオン電池、発煙筒など発火物、危険物の混入を想定し、火災対策を講じていること。 ○火災発生時の消火体制（設備、対応等）や設備・建築物等への延焼防止対策が施されていること。 ○火災の未然防止、早期検知の対策がなされていること。 ○延焼防止対策は、隣接する敷地、施設への影響をも考慮に入れたものであること。	自由様式
その他本市施策		12	障害者従業員の雇用 （新規雇用含む）	20	20	○事業所における障害者雇用に取り組んでいること。 ○企業として継続した雇用促進及び本業務に直接従事又は間接的に関与する障害者雇用の計画、実績があること。	自由様式
価格評価			処理コスト	80	80	最低価格入札との比率による得点	
合計				400			

【採点基準】			
評価	評価方法	採点基準	各評価項目において、5段階により評価
A	特に優れている	個別点×1.0	
B	やや優れている	個別点×0.8	
C	一般的内容は満たしている	個別点×0.6	
D	改善の余地がある	個別点×0.4	
E	評価に値しない	個別点×0.0	

【価格】 80点×（最低価格入札額/入札価格）＝ 価格点			
入札価格(例)	得点	算定方法	※左記は、最低価格入札額が「1 0億円」の例 ※算定は百万円単位で行う （十万円単位を四捨五入） ※価格点については、小数点第一位を四捨五入する
1 0億円	8 0点	80点×(10/10)= 80	
1 1億円	7 3点	80点×(10/11)= 73	
1 2億円	6 7点	80点×(10/12)= 67	
1 3億円	6 2点	80点×(10/13)= 62	